

写

令和 2 年 第 3 回定例会：1 月 19 日

## 彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

## 令和2年第3回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（10名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会（午後 1時30分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第13号の上程、提案説明	5
石井直彦 管理者	5
佐野雄一 事務局長	6
○上程議案の質疑～採決	6
○議案第14号及び議案第15号の一括上程、提案説明	7
石井直彦 管理者	7
小巻健二 会計管理者	8
佐野雄一 事務局長	14
○上程議案の質疑～採決	14
○一般質問	15
8番 高橋弘行 議員	15
答弁 佐野雄一 事務局長	16
再質問	18
再答弁	19

4番 細 谷 美恵子 議員	20
答弁 佐 野 雄 一 事務局長	21
再質問	22
再答弁	24
○特定事件の委員会付託	27
○閉 会 (午後 2時48分)	27
<hr/>	
○署名議員	28

彩広清告示第8号

令和2年第3回彩北広域清掃組合議会定例会を、11月19日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和2年11月9日

彩北広域清掃組合

管理者 石井直彦

# 令和2年第3回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

## ○議事日程

令和2年11月19日（木） 午後1時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 彩北広域清掃組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第14号 令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について

議案第15号 令和2年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）

第5 一般質問

## 一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	高橋弘行 議員	1 ごみ組成分析結果について (1) ごみ組成分析の分析方法 (2) 各々の処理 (3) 平成28年度からの推移 2 枝木の搬入量と処理について (1) 鴻巣市（吹上分）枝木の搬入量と枝木総量との割合 (2) 鴻巣市の直接搬入の割合及び有料、無料の有無 (3) 行田市分の委託業者搬入と市民直接搬入の割合 (4) 全ての枝木処理はどうしているのか
2	細谷美恵子 議員	1 ごみ処理について (1) コロナ禍によって、昨年と比べて、ごみ処理量は増加しているか (2) コロナウイルスの感染防止対策のコストは増えているか (3) 施設の老朽化にともない、メンテナンスコストは今後増えるか (4) 現在のところ、施設は何年使うことが可能と見るか

第6 特定事件の委員会付託

---

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○ 出席議員（10名）

1番	町田	光	議員	2番	小林	修	議員	
3番	柴崎	登	美夫	議員	4番	細谷	恵子	議員
5番	加藤	英	樹	議員	6番	坂本	晃	議員
7番	江川	直	一	議員	8番	高橋	弘行	議員
9番	吉田	豊	彦	議員	10番	田中	克美	議員

---

○ 欠席議員（0名）

---

○ 説明のため出席した者

石井	直彦	管理	者	
原口	和久	副	管理	者
小巻	健二	会計	管理	者
江森	裕一	参	与	
飯塚	孝夫	参	与	

---

○ 事務局職員出席者

事務局長	佐野	雄一
主幹	今井	剛史
書記	福田	延孝

---

午後 1 時 30 分 開会

○吉田豊彦議長 組合議会の定例会を開会させていただきます。

改めて皆様、こんにちは。皆様、本日は公私とも極めて多忙なところ、本組合議会定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和2年第3回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立しております。

それでは、座らせていただいて、順次議事の進行の方を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### △議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

#### △会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

3番 柴崎登美夫 議員

4番 細谷美恵子 議員

以上2名の方にお願いいたします。

---

#### △会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託しておりましたので、その結果について報告を求めます。

——議会運営委員長 8番 高橋弘行議員。

[高橋弘行議会運営委員長 登壇]

○高橋弘行議会運営委員長 こんにちは。議会運営委員会委員長の高橋でございます。

それでは、ご報告申し上げます。当委員会は、去る11月12日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程はお手元に配付いたしております、令和2年第3回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第でございます。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りますよう、円滑に効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付しております印刷文書によりご了承願います。

---

#### △議案第13号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第13号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和2年第3回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、組合財政調整基金条例の一部改正、令和元年度組合会計決算認定及び令和2年度補正予算でございますが、何とぞ慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速本定例会に提出いたしました議案についてご説明申し上げます。  
議案書の1ページないし2ページをお開き願います。

議案第13号、彩北広域清掃組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、組合規約の改正に伴い、関係条例である組合財政調整基金条例において、所要の改正を行うものであります。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局から説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。——事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第13号につきまして細部説明を申し上げます。

議案第13号、彩北広域清掃組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本年4月1日から施行されました変更後の組合規約において、規約第3条で規定する共同する事務から新施設建設に係る事務がなくなったため、同条例中、組合規約を引用する箇所の条文整理を行うものでございます。

お手元に参考資料として配付してございます条例等新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと存じます。改正内容といたしましては、第1条中「第1号」を削るものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。附則でございますが、改正後の条例は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第13号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

---

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますが、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第13号、彩北広域清掃組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

△議案第14号及び議案第15号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第14号及び議案第15号を一括議題いたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第14号及び議案第15号についてご説明申上げます。

議案書の3ページからでございます。議案第14号、令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は歳入6億9,477万9,572円、歳出6億3,480万6,980円で、歳入歳出差引額は5,997万2,592円となっております。

なお、本件は既に監査委員の審査も終了しており、その審査意見書並びに関係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の 6 ページからとなります、議案第 15 号令和 2 年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第 1 回）についてご説明申し上げます。

本案は、前年度決算の確定に伴い所要の措置を講ずるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも 1,611 万 6,000 円の増額でございます。歳出といたしましては総務費及び事業費、財源といたしましては繰越金を充当しております。

以上で、議案第 14 号及び議案第 15 号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、会計管理者等から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田豊彦議長 次に、議案第 14 号の細部説明を求めます。——会計管理者。

〔小巻健二会計管理者 登壇〕

○小巻健二会計管理者 それでは、議案第 14 号、令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、細部説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明いたしますので、別綴りの令和元年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の 9 ページ、10 ページをお願ひいたします。

なお、決算額には、鴻巣市、行田市、北本市の 3 市で行う広域業務と、行田市と鴻巣市の 2 市で行う現施設分の 2 つの業務が混在することから、分類する必要が生じましたので、3 市で行う広域業務に係る経費を括弧書きで記載してございます。

まず、1 款議会費の支出済額は 243 万 7,559 円で、予算に対する執行率は 93.64 % となっております。1 節報酬の支出済額 79 万 9,259 円は、組合議員の報酬、9 節旅費 100 万 3,820 円は、議会出席に伴う費用弁償と視察研修関係経費、14 節使用料及び賃借料 29 万 6,080 円は、視察研修先でのバス借上料でございます。

次に、2 款総務費の支出済額は、10 ページの中段になりますが、9,284 万 5,227 円で、予算に対する執行率は 96.18 % となっております。総務費のうち、1 項総務管理費、1 目一般管理費の支出済額 9,279 万 5,096 円の主なものとしましては、1 節報酬 26 万 4,000 円は、正副管理者の報酬、

2節、3節、4節は、組合職員10名の人物費で、合計額7,977万7,781円は、総務費全体の約86%を占めるものでございます。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。9節旅費48万8,360円は、職員の出張及び視察研修に伴う正副管理者、参与及び随行職員の旅費、11節需用費の備考欄、消耗品費47万1,409円は、事務用品及びコピーディー、印刷製本費30万2,792円は例規集追録代、修繕料38万7,200円は、法改正に伴い、歳出予算に係る節区分のうち7節賃金が廃止されたことによる財務会計システムの改修費用、12節役務費27万4,052円は、職員の健康診断、会計事務に係る振込手数料及びホームページの更新料、13節委託料374万9,220円、その下の14節使用料及び賃借料570万9,352円は、本組合の管理運営に必要な各種システムの保守点検委託料、機器の借上げ、システムの利用料などでございます。

19節負担金補助及び交付金の備考欄、埼玉県市町村総合事務組合負担金131万9,808円は、組合職員3名の退職手当に係る市町村総合事務組合負担金でございます。

続いて、13ページ、14ページをお願いいたします。2項監査委員費、支出額5万131円は、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

次に、3款事業費の支出額は4億6,829万2,159円、予算に対する執行率は91.94%で、歳出全体の約74%となっております。事業費のうち、1目事業総務費の支出額1,983万698円は、現施設に係る管理業務の諸経費を支出したもので、11節需用費、右ページ備考欄の一番上、消耗品費769万1,816円は、現施設で使用する消耗部品等を購入したものでございます。

12節役務費67万8,165円は、郵便料、電話料、施設の建物の共済保険料、自動車保険料及び車検の印紙代、13節委託料804万6,563円は、本施設の各種管理業務及び廃棄物処理法に基づき実施したばい煙等測定業務及びダイオキシン類等測定業務で、不用額90万6,437円は、主に契約差金でございます。

14節使用料及び賃借料149万686円は、放送受信料、パソコン、コピーマシン及び印刷機の借上料、行田市より借り受けている最終処分場用地5,075平

方メートルの土地借上料、A E D借上料、一番下の27節公課費110万9,000円は、公害健康被害の補償に関する法律に基づき、ばい煙を排出する事業所に排出量に応じて課せられる汚染負荷量賦課金及び保有車両の自動車重量税でございます。

続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。2目維持管理費の支出済額は6,998万6,567円、予算に対する執行率は74.12%となっております。

11節需用費、右ページ備考欄、消耗品費1,107万9,200円、燃料費73万563円及び修繕料5,029万5,684円は、いずれも焼却施設に関する経費で、まず消耗品費は、ストーカ用火格子やクレーン用モーター、水中ポンプなどの特別仕様の部材を購入したもの、燃料費は焼却炉で使用するA重油及び各種重機の燃料代、修繕料は焼却施設を安定的に稼動させるために必要な施設の補修や機械の修繕を行ったもので、不用額につきましては、主に修繕料の執行残となっております。

12節役務費12万2,800円は、フォークリフト、ブルドーザー及びパワーショベルの自主検査手数料、13節委託料626万1,620円は、焼却設備及び最終処分場浸出水処理施設の維持に係る各種委託業務9件で、定期点検整備などを実施したものでございます。なお、不用額につきましては、契約差金でございます。

15節工事請負費126万5,000円は、搬入道路舗装工事を行ったもので、18節備品購入費23万1,700円は、トランシーバーや電子天秤などを購入したものでございます。

次に、3目塵芥処理費の支出済額は3億3,713万7,778円、予算に対する執行率は96.01%となっております。

11節需用費6,190万6,549円のうち、備考欄一番上の消耗品費1,113万3,584円は、施設で使用する薬品類の購入費用などで、不用額につきましては、消耗品費で約525万円、電気料で約660万円が執行残となったものでございます。

13節委託料2億7,523万1,229円は、焼却施設運転保守管理業務委

託料、焼却灰等運搬業務委託料及び焼却灰等処分業務委託料をそれぞれ支出したもので、不用額は灰の処分量が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

4目地元対策費、支出済額23万2,400円のうち、19節負担金補助及び交付金23万円は、地元の環境保全事業を行っております2団体に対して交付金を支出したものでございます。

5目基金費の支出済額4,110万4,716円は、財政調整基金への積立金で、新規積立金4,100万円と定期預金による運用利子10万4,716円でございます。

続いて、15ページの一番下になります。4款施設整備費の支出済額は7,23万2,035円、予算に対する執行率は96.76%となっております。

17ページ、18ページをお願いいたします。1節報酬は、新施設建設等検討委員会及び新ごみ処理施設事業者選定委員会の委員報酬、8節報償費は新施設建設予定地内の所有者不明の土地に係る不在者財産管理人選任申立ての設定に係る弁護士相談料、9節旅費は新施設建設等検討委員、新ごみ処理施設事業者選定委員への費用弁償及び職員の出張等に係る普通旅費、11節需用費79万4,447円は、事務用品等の消耗品費が主な支出となっております。

12節役務費36万2,404円は、郵便料、電話料、車検印紙代、車両保険料などで、不用額の主なものとしては、手数料におきまして裁判所への不在者財産管理人に係る予納金のうち、92万円が新施設建設事業の白紙解消に伴う取下げによりまして戻入となったものでございます。

13節委託料1,948万6,440円は、新施設建設事業に係る3つの委託業務で、環境影響評価書作成業務委託と事業者選定業務委託は、契約期間が令和3年3月15日までとなっておりましたが、白紙解消に伴い、期間途中での業務終了となりましたので、それについて出来高払いしたものでございます。

14節使用料及び賃借料162万9,084円は、分室を設置した鴻巣市教育支援センターの施設借上料及び解約代金を含む複合機器の借上料、19節負担金補助及び交付金659万3,400円は、鴻巣市へ依頼した新ごみ処理施設周辺整備事業測量委託及び設計委託負担金で、これらにつきましても期間途中での業

務終了となりましたので、出来高分の支払いを行ったものでございます。

23節償還金、利子及び割引料4,170万4,000円は、交付を受けた国庫補助金、循環型社会形成推進交付金を全額国へ返還したものでございます。

次の5款公債費、6款予備費につきましては、支出はございませんでした。

続きまして、19ページ、20ページをお願いいたします。一番下、歳出合計ですが、支出済額は6億3,480万6,980円で、予算額に対する執行率は92.78%、不用額は4,936万3,020円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、1款分担金及び負担金の収入済額は、6ページの左から2列目になりますが、5億709万9,000円で、前年度対比4.45%の増、金額では2,162万3,000円の増額となっております。増額の理由は、新ごみ処理施設建設事業の白紙解消に伴い、交付された国庫補助金の返還義務が生じたため、その財源として構成3市から負担金を追加負担していただいたことによるものでございます。

2款使用料及び手数料の収入済額は1億203万6,150円で、前年度対比1.61%の増、金額では161万7,000円の増額となっており、主に事業系ごみの処理手数料でございます。

なお、右ページ4列目、収入未済額の1万800円は、平成27年6月まで月払い手数料を納めていた業者が倒産し、7月分の手数料が未収となったものでございます。

3款国庫支出金の収入済額321万円は、台風19号による稻わら等の可燃物焼却処分に伴う災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。

4款財産収入の収入済額10万4,719円は、財政調整基金の運用利子で、前年度対比78.15%の増、金額では4万5,973円の増額となっております。

5款繰入金はございませんでした。

6款繰越金は、前年度繰越金8,212万8,169円で、前年度対比5.65%の減、金額では492万599円の減額となっております。

7ページ、8ページをお願いいたします。7款諸収入20万1,534円は、1項預金利子5万560円、2項雑入15万974円で、前年度対比25.05%の増、金額では4万371円の増額となっております。

8款組合債は、当初新ごみ処理施設周辺整備事業債として予算化しておりましたが、事業の白紙解消に伴い、予算額の全額を減額補正したものでございます。

一番下になりますが、歳入合計の収入済額は6億9,477万9,572円で、前年度対比3.21%の増、金額では2,161万5,709円の増額となっております。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明申し上げますので、21ページをお願いいたします。一番上、歳入総額ですが、6億9,477万9,572円、そしてその下、歳出総額は6億3,480万6,980円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額が5,997万2,592円となります。

また、それぞれの区分における括弧内の金額は、広域の業務に伴うもので、差引額は611万5,580円となります。

そして、歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源、この合計を差引いたものが実質収支額となります。翌年度へ繰り越すべき財源の計はゼロ円となっており、実質収支額も5,997万2,592円、このうち広域分が611万5,580円となり、翌年度へ繰越しされるものでございます。

次に、隣の22ページ、財産に関する調書についてご説明を申し上げます。1、公有財産、2、物品、3、債権につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

4、基金は、平成26年度から設置した鴻巣行田北本環境資源組合財政調整基金で、決算年度中の増減といたしましては、4,110万4,716円の増額となりました。増額の内訳は、新規積立金4,100万円、定期預金による運用利子10万4,716円でございます。

以上で、議案第14号についての細部説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第15号の細部説明を求めます。——事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第15号について細部説明を申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。議案第15号令和2年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）でございます。

第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,611万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億5,423万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和元年度繰越金5,997万5,924円のうち、3市広域の業務に係る分611万5,580円を組合規約附則第2項及び令和2年3月26日付、事務の承継（変更規約附則第2項）に係る協定書に基づき、精算還付金として計上し、現施設分の繰越金の一部1,000万円を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお願いいたします。2款1項総務管理費、1目一般管理費、22節償還金利子及び割引料611万6,000円でございますが、令和元年度の繰越金のうち広域業務に係る繰越金について、負担割合に応じて精算還付するものでございます。

3款1項事業費、5目基金費、24節積立金1,000万円でございますが、令和元年度繰越金のうち現施設の業務に係る繰越金の一部1,000万円を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、前に戻りまして14ページ、15ページをお願いいたします。4款1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、令和元年度繰越金が当初の見込みを上回ったため、基金の取崩しは行わず、科目存置のみの減額とするものでございます。

5款1項繰越金、1目繰越金でございますが、令和元年度繰越金のうち3,611万5,000円を追加計上するものでございます。

以上で、議案第15号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○吉田豊彦議長 以上で、議案第14号及び第15号の説明は終わりました。

---

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑がある方は通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第14号、令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第15号、令和2年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

### △一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

——初めに、8番 高橋弘行議員。

〔8番 高橋弘行議員 登壇〕

○8番 高橋弘行議員 8番、行田市の市議会議員の高橋弘行と申します。一般質問を通告してありますので、やらせていただきたいと思います。

まず第1に、ごみの組成分析の結果について、いくつかお聞かせいただきたいというふうに思います。まず、そのうちの第1に、ごみ組成分析の分析方法をお願いいたします。

それから、2番目に、個々のそれらの処理をお願いいたします。

それから、3番目に、平成28年度からの推移を聞かせていただければというふうに。以上3点、ごみの組成分析結果について一般質問をさせていただきたいと思います。

一般質問の2番目について、枝木の搬入量と処理について質問させていただきます。

具体的な質問に入る前に、なぜここでこのような質問をしたかということですけれども、行田市は今、一般廃棄物処理基本計画を見直しております。当市が今進めている基本計画の見直しについては、今まででは可燃物としている枝木を資源リサイクルに変更するという計画でございます。それには、今、彩北広域清掃組合で処理している枝木の総量を的確にしなければ判断する基準がありませんので、まずこれらについて。その総量の中で、吹上分というのがどれぐらい入っているのか。それを知りたく、今回の枝木の部分についてやらせていただくと。前段はそういうところでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。まず第1に、鴻巣市、今は要するに吹上分ですけれども、枝木の搬入量と枝木の総量との割合をお願いしたいと思います。

2番目に、鴻巣市の直接搬入の割合及び有料、無料の有無をお聞かせください。今後行田市もどういうふうになるのか。これら辺のところが有料の方も入りますので、その現状を聞かせていただければと思いました。

3番目に、行田市分の委託業者搬入と市民の直接搬入の割合が今どのようにになっているのか。これも的確に今後判断する上において教えていただければというふうに思います。

最後4番目に、全ての枝木処理は今どういうふうにしているのか。

以上4点、枝木についての質問とさせていただきます。以上よろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。――事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

初めに、ご質問の1、ごみ組成分析結果についての（1）ごみ組成分析の分析

方法についてでございますが、決算付表 10 ページの年度別ごみ質分析結果（年平均値）につきましては、小針クリーンセンターに搬入されたごみピット内のごみの組成分析結果となっております。昭和 52 年 11 月に、当時の環境衛生局水道環境部環境整備課長通達で示されました「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に基づきまして、ごみピット内から分析するサンプルを採取し、乾燥させた状態で種類ごとに重量を量り、その割合をお示ししたものでございます。本組合では、年 6 回分析を行っており、その平均値となっております。

次に、（2）各々の処理についてでございますが、ごみの組成分析でサンプルとしたごみは、可燃物は焼却処理し、不燃物やビニール類については、行田市粗大ごみ処理場へ搬入し、処理をしております。

次に、（3）平成 28 年度からの推移でございますが、決算付表の 10 ページ、年度別ごみ質分析結果では、過去 4 年間、大きな変化はございませんでした。

次に、ご質問の 2、枝木の搬入量と処理についての（1）鴻巣市（吹上分）枝木の搬入量と枝木総量との割合についてでございますが、小針クリーンセンターでは、搬入された全てのごみについて計量しておりますが、ごみの種類ごとの計量は、事業系ごみのみ行っておりますので、事業系ごみの植木類の割合をお答え申し上げます。

令和元年度における鴻巣市旧吹上町分の事業系ごみの総搬入量は、1,054.49 トン、うち植木類は 105.89 トンで、事業系ごみの 10 % でございました。

次に、（2）鴻巣市の直接搬入の割合及び有料、無料の有無についてでございますが、決算付表の 20 ページ、令和元年度ごみ処理実績集計表をご覧いただきたいと存じます。

1、搬入量のうち、直接搬入に該当するものは、内訳欄の事業系と一般家庭となります。鴻巣市（旧吹上町分）欄の表の右から 5 列目の記述にありますとおり、事業系が 3.2 %、一般家庭が 0.1 %、合わせまして 3.3 % でございます。

また、事業系ごみは、10 キログラム当たり 150 円の処理手数料を徴収しておりますが、一般家庭ごみについては無料となっております。

なお、吹上地域からの直接搬入に当たりましては、鴻巣市吹上支所での事前受付が必要となっております。

次に、(3) 行田市分の委託業者搬入と市民直接搬入の割合についてでございますが、決算付表の20ページ、実績集計表に戻りまして、1、搬入量の内訳欄にあります収集欄が委託業者による搬入量で、比率が40.33%、直接搬入分は、一般家庭欄の比率にございますとおり、4.44%となっております。

続いて、(4) 全ての枝木処理はどうしているのかについてでございますが、小針クリーンセンターに搬入された枝木は、全て焼却処理をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問はありますか。——8番 高橋弘行議員。

○8番 高橋弘行議員 ありがとうございました。それでは、再質をさせていただきます。

分別とごみの分析というふうに見ますと、今説明をお聞きしましたけれども、その中で見ると、紙、それから布類、それからプラスチック、ビニール類、それを足すと全体の70から75%を占めているということになるわけですけど、本来だったら紙、布というのは別なところにするというか、ごみの方を分別するわけだと思うのですけれども、なぜこういうふうにして混ざっているのか。普通であれば、家庭ごみだけだというふうに理解できるのですけれども、その中になぜこれだけの不燃物、ビニール類が混ざっているのか。その理由をまず聞かせていただきたいということと、それと併せてそれらを止めることというのは、これはできないのか、ひとつお願ひいたしたいと思います。

次に、枝木の件について先ほどお聞きいたしました。何点かひとつやらせていただきたいと思います。先ほど家庭搬入のことを説明いただきましたけれども、まず1つ、家庭搬入の中に、今この数量を説明いただきましたけれども、枝木も含まれているのか、この中に。それを1つ確認させていただきたいと思います。

先ほどこれは具体的には出てこないよというふうなご説明がありましたけれども、そうなると今後行田市分の、行田市分としての全体の枝木の量、搬入量というものは計量が出来上がってくるのか。今後はできるのか。今はできなくとも今後はどうなるか、それを教えていただきたいと思います。

それから、最後、全て焼却していると、処分しているというふうなお話でございましたけれども、過去に、今回行田市で見直しを行っているような、資源リサイクルというふうな、そういう移行する検討はなされたことがあるのかどうか、それをお聞かせいただきます。

枝木に対しては、以上3点ほど再質問をさせていただきます。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○佐野雄一事務局長 まず1点目の紙、布、プラスチック類などがなぜ混ざっているのか。それから、止めることはできないのかにつきましてはけれども、搬入されるごみにつきましては、主に構成市からの収集により一般家庭から出されたごみとなっております。資源として出せない、例えば汚れた紙、布類、衣類等、それから生ごみにより、出す時に袋が破けてもいいようにビニールが若干混ざっているのかなといったところで、収集されて可燃物として運び込まれた中にそういったものが混ざっているというふうに考えております。

それから、混入防止につきましては、構成市の啓発活動をこれまでも徹底してやっているわけですけれども、そこら辺を再度お願ひするような形で組合では考えております。

それから、枝木の関係なのですけれども、家庭搬入の中に枝木も含まれているのかについてでございますけれども、構成市の収集では、長さ50センチ、それから直径25センチに束ねた小枝は、ごみステーションに出せることになっておりますので、当然枝木も運び込まれるといったところでございます。また、一般家庭の自己搬入につきましては、切断する破碎機への投入が可能なものにつきましては、自己搬入の方も受け入れているといったところでございます。

それから、3点目の行田市の枝木の搬入量の計量ができるかといったところだと思いますけれども、枝木のみを分けて搬入していただいた際については、計量が可能とは思いますけれども、例えば草だとか枝木以外のもの等が混載して、軽トラの中で混載して来た車両につきましては、枝木だけを分けて計量ということはできませんので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

それから、4点目なのですけれども、過去に枝木のリサイクルを検討したことがあったのかにつきましては、平成29年度ですけれども、木材粉碎機による枝

木、いわゆるウッドチップで、細かくする破碎機によりまして試験的に防草用といふか、雑草を防ぐための資材として活用できなかの検討をした経緯がございます。結果的には利用先だとか維持管理、費用対効果等々の観点から、今現在は見合せた経緯がございます。以上でございます。

○吉田豊彦議長 ありがとうございました。

以上で、高橋弘行議員の質問は終結いたします。

次に、4番 細谷美恵子議員。

[4番 細谷美恵子議員 登壇]

○4番 細谷美恵子議員 4番、行田市議会議員、細谷美恵子でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

彩北広域清掃組合として再スタートした当組合は、構成市の可燃物の処理等を目的とするものであるが、経済的、安定的にどのくらいの期間、現行の可燃物処理施設が稼動できるのかについては、議会も管理者とともに共通認識を持っておいてしかるべきと考え、以下のとおり質問をしたいと思います。

まず、1点目であります。コロナ禍によって、昨年と比べ、ごみ処理量は増加していますでしょうか。他の自治体を見ますと増加をしている。特に5月あたり、巣籠もりということで増加しているというふうに聞き及んでおりますが、当組合としてはどのようになっていますでしょうか。

2点目、まだまだコロナウイルス感染ということが続いておりますが、この防止対策のコストなどはかかっていますでしょうか。それが増加していますでしょうか、2点目の質問であります。

3点目、本組合の焼却炉施設は、36年を経過いたしまして老朽化をしております。メンテナンスについてコストがかかっているというふうに先ほども決算の報告でしたが、これは今後増えるというふうに考えていますでしょうか。3点目の質問であります。

4点目、現在この施設は、あと何年使うことが可能というふうに、耐用年数でありますか、見てますか。その4点について伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[佐野雄一事務局長　登壇]

○佐野雄一事務局長　それでは、ご質問にお答え申し上げます。

初めに、ご質問の1、ごみ処理についての（1）コロナ禍によって、昨年と比べて、ごみ処理量は増加しているかについてでございますが、昨年の4月から10月までと本年の4月から10月までの搬入実績を比較いたしますと、総搬入量で387トン、前年対比2%の増加となっております。総搬入台数では、2,570台、割合では10%の増加となっております。

傾向を申し上げますと、事業系ごみが搬入量で204トン、5%の減少、搬入台数では419台、6%の減少となっております。こちら事業系ごみでございます。

また、一般の直接搬入では、搬入量が183トン、割合で27%の増加、搬入台数で2,405台、割合で24%増となっており、事業系ごみがやや減少し、一般の直接搬入が増加傾向にございます。

次に、（2）コロナウイルスの感染防止対策のコストは増えているかについてでございますが、感染予防対策として受付窓口では、マスクやフェイスガード、ゴム手袋の着用の徹底、プラットホームではマスクやフェイスガード、ゴム手袋の着用と、休憩ごとに作業着の交換を徹底しております。また、施設の運転従事者につきましては、マスクの着用や手洗い、体温計測、換気の徹底などの対策を講じております。

これらの感染防止対策に要した費用といたしましては、マスクや消毒液などの購入費用として10月末現在で約70万円ほど支出しております。今後におきましても、引き続き感染防止対策に努めてまいります。

次に、（3）施設の老朽化に伴い、メンテナンスコストは今後増えるかについてでございますが、ご案内のとおり、現在のごみ焼却施設は、稼働後36年が経過しており、老朽化が進んでおります。本組合では、日常点検や月例点検、保守点検などを通じて、補修すべき箇所や交換すべき部品等の把握に努め、平成27年度から毎年度7,000万円の修繕費を予算計上し、施設の適切な維持管理に努めています。今後におきましても、必要な補修を行うことで、市民生活に支障が出ないよう、施設の延命化に努めてまいりたいと存じます。

次に、（4）現在のところ、施設は何年使うことが可能と見るかについてでございますが、いつまでとは申し上げられませんが、構成市の今後のごみ処理方針が決定し、実現化されるまでを目標といたしまして、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問はありますか。———4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 再質問をします。

まず、1点目です。コロナによってごみ処理量が増加しているということです。特に事業系は減少ですが、一般の、しかも直接搬入が増えているということで伺いました。そうしましたところ、私の方から再質問をさせていただきます。

一般の方が直接搬入するということが、その搬入した場所で、いわゆる処理施設で、また感染する危険性があります。まして今家庭内感染が増えているというふうに伺っております。そして、家庭内感染で、病院とか、そういうところの感染したもののごみは、しっかりと医療系ごみということで、しっかりと管理されると思うのですが、家庭の、それで感染したごみという、マスクとかティッシュとか、そういうものが直接または間接でもですけれども、搬入されてくるということが十分考えられると思います。

それで伺いますけれども、その危険性から、職員さん並びに搬入する個々人、それから担当する職員の方々の安全を守るためにどのような今後の対策を考えているかという点で、分散などをするために土曜日の搬入などということを考えることはあるかということについて1点目。

それから、もう一点です。今搬入量が増えているということを伺いましたので、搬入量が増えれば、その分燃やさなければならぬということで、炉の老朽化がさらに進むということが考えられますが、いかがでしょうか。

それから、ごみ処理量が今増加するということを考えた場合に、コストということについて当然増加するというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。もしそのとおりであるとすれば、コストが増加することであれば、どのように手当てしていくか。補正していくかということについて計画を伺いたいと思います。それが1のコロナ禍によって、昨年と比べてというところについての再

質問とさせていただきます。

次に、2番目のコロナウイルスの感染防止対策のコストですけれども、今受付、プラットホーム、運転従事者の方々について、マスクとかいろいろ、消毒剤とか手当てしているというふうに伺いました。これについては今後、今現在も非常に増えているというふうに聞いておりますが、この辺り、先ほど70万と伺いましたが、それについて今後の見通しということを伺いたいと思います。それが1つ。

それで、3つ目の施設の方です。老朽化をしていると。36年経過していますということですが、日常点検、月例点検等をされているということです。そして7,000万円の予算計上をしているということですけれども、これで十分というふうに考えるのでしょうか。メンテナンスにかけるのが、先ほどの決算の方でも9,400万とかのうちの7,000万、不用額が2,400万出ていたかなというふうに見たのですけれども、その修繕の金額、現行の修繕の金額と修繕の時間、これを十分と考えるのでしょうか。今の修繕の時間はどのくらいかけていますか。今頻度を聞きました。日常点検、月例点検ということですね。ただ、時間はどのくらいかけているのですかということで伺いたいと思います。時間が十分でなければ、当然修繕ということが不十分になるのかなというふうに思いますので、この点について1点。

もう一つ、2点目として、その費用は今7,000万程度と、毎年ということですけれども、この費用がかかっていくのが、老朽化すればするほど、本来考える場合に余計メンテナンス費用というのは高額になってくるというふうに思うのが自然だと思いますが、そんな場合、新しいものをもはや造った方が安上がりだよというような時期というのを予測しているというふうに思いますが、その時期を予測しているならば示していただきたいと思います。これが3について2点質問いたします。

次に、4番目、現在のところ、もう36年経過していますが、あと何年使うことが可能か。耐用年数についてですけれども、今いつまで使えるかはちょっと分からぬということでありましたけれども、一般的に20年ほどというふうに伺っています。桶川市の例なのですけれども、桶川市は40年というところに差しかかり、使用することを停止したということで、今新しい炉が造れない中で、近

隣市に分散してごみの焼却をお願いしているということあります。それに付隨して、ごみの有料化が始まっているというふうに聞いておりますが、この40年というのが、なぜ40年でやめたかということを、41年目でやめたということなのですけれども、やっぱり一般的に焼却炉の耐用年数というのは20年程度というふうに考えたということです。これは桶川の例ですけれども。これ以上使用を重ねると、焼却効率の悪化、そして施設の老朽化に伴う事故が発生するかもしれないということで、ここをめどに、行き場のない状況でありながらやめたというようなことだと思いますが、本施設は今36年を経過したということなのですけれども、いつまでか分からぬということですけれども、いつまでも使えればいいのですけれども、普通はやっぱり老朽化するとそれぞれ危険なことも予測されるという中で、1点目です。使用期限というのではないのでしょうか。炉の、普通仕様書とかありますけれども、使用期限というのがそういうところに明示されていますか。明示されているとしたら、いつまででしょうか。

それから、事故がもし起きた時、事故の時、その時ごみ処理業務というのはどのような支障が出てくるかというふうに予測しているか。これが2点目。

3点目、その場合、もし事故が起きた場合、どのような解決策を今準備しているか。この3点について、4について伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○佐野雄一事務局長 それでは、大きな1番の方から順次再質に対して答弁申し上げます。

まず1番目の、今後ごみが増えていく中で、土曜日に搬入する意思はあるかにつきましては、考えておりません。

それから、2番目の、ごみが増えることによって炉の老朽化が進むのではないかということでございますが、毎日毎日決まった量を燃やしておりますので、今現状のコロナの増えた量を見ますと、さほど老朽化を進行させるような量ではないのではないかというふうに考えております。

3つ目の、先ほど老朽化していく中でコストが増えるのではないかといったところでございますけれども、当然老朽化が進めば修繕箇所は増えますが、突発的

な大きな修繕がないように日々あるいは毎月、定期的に点検しておりますので、そういうことがないよう今後も適切な維持管理に努めていきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○佐野雄一事務局長 すみません。では、4つ目に移りますけれども、ちょっと飛ばさせてもらいます。増えたコストへの手当ての関係だと思いますけれども、コストが増えることのないよう、適切な維持管理に努めておるところでございます。ごみ量が増えたことによりまして、当然灰の量も増えていくといったところで、灰の処分費等々が当然増えることとなりますけれども、そこら辺は焼却施設自身が止める事はできないような施設でございますので、構成市等と協議しながら、コストへの手当てをしていきたいというふうに考えております。

2番目のコロナ対策のコストですけれども、今後の見通しですけれども、これまでと同じような感染症対策は引き続きしてまいりたいというふうに考えておりますので、必要なものは当然購入していきたいということで考えております。今現時点、10月末現在で70万円というようなお話をさせてもらいましたけれども、今の現状のマスクや消毒液等々の購入費用等々を考えれば、急激に負担が増えるとは考えてはおりません。

それから、3つ目のメンテナンスコストですけれども、7,000万円で十分か、それから修繕と時間はどのくらいかかるのかですが、今現時点、修繕の方を定期的に悪い箇所から行っておりますけれども、修繕をする期間につきましては、おおむね1週間程度の修繕期間という形で進めております。今後もなるべく、基本は炉が止まらないようにして、1号炉、2号炉順次交代に修繕を進めていこうというふうには考えております。

今現時点では、それでこれまで来ておりますので、時間的には対応できるものと考えております。

それから、老朽化に伴いまして今後のメンテナンスコストが高額となるということでした。答弁漏れがあるかもしれません、分かっている範囲内を先にお答えさせていただきたいと思います。

4つ目の施設を何年ぐらい使うのかというような質問の中で、使用期限はないのか、といったところですけれども、私が聞き及んでいる範囲では、ごみ施設に

つきましては、耐用年数は15年から20年と一般的には言われております。しかししながら、その15年、20年の耐用年数で更新しているような施設は、費用もかかりますことから、なるべく延命化に努めているところでございまして、本組合につきましても、引き続き適切な維持管理をすることで、できるだけ施設の延命に努めてまいりたいというふうに考えております。

次の、万一老朽化に伴いまして事故が発生して炉が使えなくなった場合はどうするのかといったところでございますけれども、近隣の施設に委託することになろうかと考えております。万が一に事故が起きた場合の解決策につきましても、県内の市町村との協定がございますので、それを活用して近隣の施設に焼却をお願いするということになろうかと思います。

[「答弁漏れ」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ——— 4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 3のところで、修理、メンテナンスというところの2の方で、費用等がかかるわけですが、今後さらに増大するというふうに考えますが、そうなった場合に、もう新しいものを造った方が安いというようなところまで計算していますか。どこが損益分岐になるかというところを予測していれば、それをお示しください。何年後か、どのくらいになった時かということで教えていただきたい。そこが抜けています。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○佐野雄一事務局長 申し訳ございませんでした。今後、当然のことながら費用が増大すると考えられるが、その分岐点はいつかというふうなご質問だと思います。繰り返しの答弁になりますけれども、今現状の、毎年度7,000万の範囲内で維持管理は進めてまいりますけれども、今後例え10年以上の使用が必要となるということであれば、いつの時点かははつきり申し上げられませんが、基幹改修も視野に入れなくてはならないかなというふうには考えています。以上でございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ———事務局長。

○佐野雄一事務局長 いざれは基幹改修を、今後も引き続き使用していくことであ

れば、いつかということは申し上げられません。そこまでちょっと組合では想定していませんので、基幹改修もその時は視野に入れなくてはならない時期に差しかかるのではないかと。具体的にはいつかとは申し上げられませんが、考えております。

○吉田豊彦議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

---

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後 2時 48分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

吉田豊彦

彩北広域清掃組合議会議員

柴崎登美夫

同

細谷美恵子